

## 清水町週休 2 日推進工事実施要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、清水町が発注する建設工事において週休 2 日の確保を推進する工事（以下「週休 2 日推進工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5 パーセント以上の場合を 4 週 8 休以上、25 パーセント以上 28.5 パーセント未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4 パーセント以上 25 パーセント未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### (対象工事)

第 3 条 週休 2 日推進工事の対象は、清水町が発注する土木工事及び建築工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が、1 週間程度と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事
- (3) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(4) 町長が対象工事に適さないと判断する工事

(発注)

第4条 週休2日推進工事の発注は、工事ごとに定める清水町週休2日推進工事特記仕様書(別紙1)を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙2を参考とする。)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、週休2日推進工事の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。